

漢代の古官箴 訳注篇（上）

佐藤達郎

一 はじめに

中国における官箴とは、その原義にあっては、官僚らが帝王に対しても

献じた、戒めの言葉であった（後述、「虞箴」）。ところが宋代以後、特

に地方政府の官員に対する心得書、有り体に言えば政務マニュアルが盛

んに編まれるようになり、それらが新たに古来の官箴の名を借りて呼ばれるようになる。『作邑自箴』『福惠全書』などに代表される、これら宋代以後の官箴書については、それらが地方政治の実状をリアルに反映しているため、従来の研究においてもしばしば取り上げられてきた（滋賀

秀三編『中国法制史』、東京大学出版会、一九九三年、佐竹靖彦執筆「作邑自箴」の項参照）。それに対して前者、古来の官箴—後者と区別して「古官箴」と呼ぶことにしたい—については、一つにはそれらが文学作品的な性格を帶び、抽象的・一般的で具体性を欠くと見なされてきたためか、少なくとも歴史研究の分野においては注目されることが少なかつたように思われる。筆者は、この古官箴のスタイルを確立した前漢末の揚雄、及び、それを継承増補した後漢の崔瑗・胡廣の官箴に注目し、それらが生まれ書き継がれてきた歴史的な背景を考察、ひいては、前漢末

より後漢時代における、官僚制をめぐる意識・観念とその変遷を窺おうとするものである。

揚雄より胡廣に至る官箴の編纂過程については、後漢書胡廣伝の次の記事が、最も簡潔にその経緯を述べる。

初め、揚雄は虞箴に依りて十二州二十五官箴を作るも、その九箴は亡闕せり。のち、涿郡の崔駰及び子の瑗、また臨邑侯劉駒騮、十六篇を増補す。広、復た四篇を継作し、文は甚だ典美なり。乃ち悉く首目を撰次し、之が解釈を為し、名づけて百官箴と曰う、凡そ四十八篇。

この一文の詳細は、百官箴に至る一連の編纂過程と共に論考篇で検討することにするが、おおよその経緯はこれで明らかであろう。揚雄の依った虞箴とは、左伝・襄公四年に見える次のものである。

魏絳曰く。「……昔、周の辛甲の大史と為るや、百官に命じて官もて王闕に箴せしむ。虞人の箴に曰く、『茫茫たる禹迹、画して九州と為し、九道を経啓す。民に寝廟あり、獸に茂草あり、各おの処る攸あり、德は用つて擾れず。帝夷舜に在りて、原獸を冒し、その国恤を忘れ、而してその塵粧を思う。武は重ぬ可からず、用つて夏家を恢いにせざればなり。

獸臣、原を司る、敢えて僕夫に告ぐ。』と。虞箴は是くの如し、懲せざる可けんや」と。是に於いて晋侯、田^{かり}を好む、故に魏絳これに及ぶ。

この虞箴を範に十二州二十五官箴を作ったのが前漢末の揚雄であり、古文苑ほか諸書に見える逸文からも、その作品が虞箴のスタイルを基本的に踏襲していることが確認できる。それらの作品中、九箴はやがて散逸したらしいが、後漢時代、崔駰・崔瑗父子らが十六篇を増補、更に胡廣に至り、四箴を追補して完成されたのが「百官箴」であるという。即ち、揚雄の作った州箴・官箴のうち、後漢に継承されたのは後者、官箴のみだったようで、ここに、揚雄のいわば創始した官箴のジャンルが確立、以後その影響のもとに六朝時代にかけて数々の官箴やその他の諸箴が書き継がれていくことになる。

ジャンルが確定することは、同時に形式主義に墮していくことをも意味する。文心雕龍が「銘箴」の条で指摘するように、六朝以後の諸箴が次第に文学作品としての性格を強め、冗長で空疎なものとなつていったことは否めない。しかしそのことは、官箴の生まれた当初から、それらが現実と乖離した文学作品であったことを決して意味しない。揚雄が最初にその型式を創始し、ついで後漢の崔瑗・胡廣らが意識的にそれを踏襲していく時期にあっては、その背景に一定の歴史的状況があつたと予想される。あたかも前漢末より後漢中期、官僚制が新たな再編へ向かい始めていた頃に、これらの作品群が編まれたことは偶然とは思えない。

以上の関心のもと、本稿では考察に先立つ基礎準備作業として、揚雄・崔駰・崔瑗・胡廣の官箴の訳注を行う（揚雄の官箴は本来十二州箴と一

体をなし、両者相まって理解されるべき性質のものだが、本稿では後漢の官箴への影響、それらとの比較検討を主眼とするため、州箴は割愛する）。これらの作品中、古文苑に収められたものについては南宋の章樵が注釈をつけており、理解に有益である。また揚雄の作品については、近年、鄭文『揚雄文集箋注』（巴蜀書社、二〇〇〇年）が、章注も参照しつつ詳細な注釈をつけている。更にごく最近、林貞愛『揚雄集校注』（四川大学出版社、二〇〇一年）が出たが、典故の提示において鄭氏著の詳細さに及ばない。但し章注・鄭氏注とも無論完璧ではなく、注を欠いた箇所や誤りと思われる箇所も散見される。よってここでは章注および揚雄の作については鄭氏注をも参考しつつ（本訳注では「章注」「鄭氏曰」として掲示する）、その欠を補い、全文の理解につとめたい。

次に、依拠するテキストについて述べておく。これら官箴の逸文は、古文苑をはじめ、芸文類聚・初学記などの類書に分散して収められている。それらの作品を集成したものとしては言うまでもなく嚴可均の全漢文・全後漢文がある。諸テキスト間の文字の異同についてある程度の校勘も行われており、揚雄の作品に限っても、明代に編纂された数種の揚雄集より信頼が置ける（鄭氏）。よって本稿でも全漢文・全後漢文を底本として、諸本の異同を提示することにしたい。諸官箴の作者名もテキストにより異なる場合があるが、一まず底本に従つた上で、テキスト間の異同を示すことにする。

使用したテキストは、次の通りである。

芸文類聚・上海古籍出版社、一九九九年版。一九六五年、中華書局本の

リプリント。南宋・紹興本を底本に、明刻本で校訂したもの。

初学記・鼎文書局、一九七六年版。清・古香斎袖珍本を底本に、明・安國の桂坡館刻本、及び嚴可均・陸心源が王昶所藏宋(元?)本と安刻系の本を対照、校勘したものを参照、異同を提示する。本訳注では、例えば「初学記作^レ、嚴・陸校作^レ」のように掲示する。

古文苑・商務印書館、一九二七年、叢書集成初編版。守山閣叢書所収、二十一巻本に拠る。末尾に錢熙祚の校勘記を付す。古文苑は、もと南宋淳熙年間に韓元吉が九巻本に整理した後、章樵が注をつけた際に二十一巻となつたもので、二十一巻本には章樵が意を以て改易した文字が間々ある。錢校は九巻本との異同に加え、芸文類聚など諸書との異同をも示しており、有益である。本訳注では、「錢校」として掲示する。

全漢文・全後漢文・中華書局、一九五八年版。『全上古三代秦漢三國六朝文』。光緒年間の王毓藻による刊本を影印、断句と簡単な注記(本訳注では「影印組注」として掲示する)を付したもの。

最後に、訳注の体例について。最初に原文を提示し、テキストによる文字の異同はかつて内に記す。注釈は、各箇ごとに①以下の番号を付し、当該箇所の語を【】に掲げて注釈をつける。テキスト間で文字の異同がある場合、注に掲げる語は、最も妥当と思われる文字に従う(但し、違う文字それぞれに典故があり、かつ文字の違いによって微妙に解釈が異なってくる場合は、一方をかつて内に掲示する)。注釈の内容は、特に典故を明らかにすることに比重を置き、従つて作品より古い時代の用例が優先される。作品に遅れる用例、例えば偽古文尚書などの場合は、

(参考)として挙げる。章注や鄭氏注は、特に異論のある場合や、典故が不明で、とりあえずそれらに従う場合にのみ挙げる。典故の掲示に於いて、それらと重複する場合もあることを断つておく。訳は、訓読と現代日本語訳の両者を掲げる。訓読だけでは意味の十分な理解に不安を感じ、一方、現代語訳だけでは文法構造が明らかにされず、かつ原文の莊重な響きが生かされないためである。なお、原文や注釈中の引用文は本来なら旧漢字を使うべき所であろうが、諸般の便宜上、新字体で統一することにする。その結果、テキスト間での字体の違いが吸収される場合もあるのはやむを得ない。

二 注釈と訳

〔揚雄官箴〕

司空箴

普(初学記作善)彼坤靈、侔天作則(芸文類聚作併天作合)^①、分制五服^②、画(芸文類聚作尽)為万国^③、乃立地官、空惟是職^④、茫茫九州^⑤、都鄙盈区^⑥、綱(初学記作網)以群牧^⑦、綴以方侯^⑧、烈烈雋乂^⑨、翼翼王臣^⑩、臣当其官、官當(古文苑・初学記作宜)其人、九十(古文苑・初学記・芸文類聚作一)之政^⑪、七賦以均^⑫、昔在季葉、班禄遺賢^⑬、掊克充朝^⑭、而象恭滔天^⑮、匪人斯力(初学記作匪力斯人)、匪政斯勤、流貨市寵^⑯、而苞苴是鬻^⑰、王路^⑱斯荒(初学記作蕪、古文苑作浮)、孰不傾覆、空(錢校・九巻本、空作官)臣司土、敢告在側^⑲。(嚴注・芸文類聚四十七作揚雄、初学記十一作崔駰、古文苑作揚雄、注云一作崔駰。案文選西

都賦注引首二句作揚雄。）＊芸文類聚では「茫茫」「方侯」「昔在」以下は略される。

①【普彼坤靈、侔天作則】坤は地。章注：「坤之広、配天之大、乾卦曰、乃見天則」。また易・坤「至哉坤元、万物資生、乃順承天」。②【分制五服】書・益禩「惟荒度土功、弼成五服、至于五千（偽孔伝：五服、侯・甸・綏・要・荒服也）」。③【画為万国】易・比「先王以建万国、親諸侯」、書・堯典「協和万邦」。今文では避諱で邦を国に作ることが多かつたよう（皮錫瑞『今文尚書考証』）。④【乃立地官、空惟是職】鄭氏曰：「按白虎通・封公侯、「司空主土、不言土言空者、空尚主之、何況于实、以微見著」、また書・舜典「僉曰、伯禹作司空。帝曰、俞咨禹、汝平水土」のように司空は土功を掌る故、地官とされたのであろう。⑤【茫茫九州】左伝襄四・虞箴「茫茫禹跡、画為九州」。⑥【都鄙盈区】都鄙は、周礼天官冢宰・大宰「以八則治都鄙」（鄭玄注：都之所居曰鄙、……都鄙、公卿大夫之采邑、王子弟所食邑……）。盈区は他に類例見えず。一応「区域に満ち」と解しておく。⑦【綱以群牧】書・舜典「勤四岳群牧」。⑧【綴以方侯】方侯の用例は以前には見えず。類例に書・康王之誥「太保率西方諸侯……畢公率東方諸侯」、「王若曰、庶邦侯・甸・男・衛」。⑨【烈烈萬乂】書・臯陶謨「俊乂在官」、詩・商頌長發「相土烈烈」（毛傳：烈烈、威也）、鄭氏曰：「爾雅・糾訓、烈烈、威也」。⑩【翼翼王臣】詩・商頌殷武「商邑翼翼」（毛傳：商邑之礼俗翼翼然可則倣）、小雅北山「率土之浜、莫不王臣」。⑪【九一之政】孟子などに見える井田法のこと。梁惠王下「昔者文王之治岐也、耕者九一」。⑫【七賦以均】揚雄法言・

問道「五政之所加、七賦之所養、中於天地者為中國」（季軌注：七賦、五穀桑麻也）。⑬【班祿遺賢】管子・權修「察能授官、班祿賜与、使民之機也」、商君書・禁使「遺賢去智、治之數也」。⑭【培克在朝】詩・大雅・蕩「曾是彊禦、曾是培克、曾是在位、曾是在服」（毛傳：培克、自伐而好勝人也）、孟子・告子下「入其疆、土地荒蕪、遺老失賢、培克在位、則有讓」。鄭氏も指摘するように、詩の培克を朱子の新注では「聚斂之臣」と解するが、ここでは同時代の毛傳の解釈に従う。⑮【象恭滔天】書・堯典「象恭滔天」（偽孔伝：言共工貌象恭敬、而心傲慢若慢天）。⑯【流貨市寵】鄭氏曰：「案、流、求」。詩経に流を求と読む用例はあるが、「ながれる」と読んで十分に意味は通じ、かつ「日者、淮南・衡山、流貨賂」（漢書武帝紀）のような同時代の類例がある以上、無理に求に解する必要はない。⑰【苞苴是鬻】荀子・大略「苞苴是行與」（楊倞注：貨賂必以物苞裹、故總謂之苞苴）。鄭氏は鬻を「生也」（=育）とするが、普通に「ひさぐ」と読む方が自然で、かつ市の字とも対になる。⑲【王路】書・洪範「無有作惡、遵王之路」（偽孔伝：動必循先王之道路）。⑳【敢告在側】左伝襄四・虞箴の末尾「敢告僕夫」の杜注に「告僕夫、不敢斥尊」とあるように、帝王を直に指斥するのを諱み、その近臣を呼んで間接に帝王へ呼びかけた言い方。以下の諸箴も同様。似た例として、史記・楚世家や越王勾践世家に「敢以聞下執事」「敢告下執事」などが見える。

【訓読】あま普ねき彼の坤靈、天に侔しうして則を作す。分ちて五服を制し、画して万国と為す。乃ち地官を立て、空を惟れ是れ職とす。茫茫たる九

州、都鄙、区に盈ち、綱するに群牧を以てし、綴るに方侯を以てす。烈烈たる雋乂、翼翼たる王臣、臣は其の官に当たり、官は其の人當たる。九一の政もて、七賦以て均し。昔、季葉に在りて、禄を班つに賢を遺て、政を培克は朝に充ち、而して象恭は天に滔る。人を斯れ力むるに匪ず、政を斯れ勅むに匪ず、貨を流して寵を市い、而して苞苴を是れ齎ぐ。王路は斯に荒れ、孰んぞ傾覆せざらんや。空臣、土を司る、敢えて在側に告ぐ。

【訳】大いなる地の坤靈は、天の制作に倣つてきまりを作り、地には侯服から荒服まで五等の地が分かれ、国々の区画が分かたれて万国ができました。そこで地を掌る官を立て、土地のことを職としました。広やかな天下九州の区域に遍く公卿大夫の采邑は満ち満ち、州牧たちが綱紀となり、諸侯たちが連なり合つて各地の統治を行いました。威武盛んな優れた人材、礼容恭謹な忠臣たちが用いられ、官に用いられる人は皆、その任に適つておりました。土地を九分して一を公田とする井田の法が行われ、種々の作物に応じて公平に課税されていました。しかし末世になると、官に登用するにも賢人を後にして、人に奢る者は朝廷に満ち、恭順を装う輩は世にはびこり天命をないがしろにし、人事につとめることなく、政治にいそしむことなく、人々は金を垂れ流して恩寵を買い求め、賄賂を売るようになりました。こうして先王の道が荒廃すれば、どうして王朝が傾かないことがありましようか。わたくし、土地を司る空臣として、敢えて陛下に申し上げます。

尚書箴

皇皇聖哲、允勅百工^①、命作斎棟^②、龍惟（古文苑作為）納言^③、是機是

密、出入王（古文苑作朕）命、王之喉舌^④、獻善宣美^⑤、而讒說是折、我視云明、我聽云聰^⑥、載夙載夜、惟允惟恭^⑦、故君子在室、出言如風、動于民人^⑧、渙其大号、而万国平信^⑨、春秋譏漏言^⑩、易称不密則失臣^⑪、兌吉其和^⑫、巽吝其頻^⑬、書稱其明^⑭、申申厥隣^⑮、昔秦尚權詐、官非其人、符璽窃發、而扶蘇隕身^⑯、一姦愆命、七廟為墟^⑰、威福同門、牀上維辜^⑱、書臣司命、敢告侍隅。（嚴注：芸文類聚四十八作揚雄、古文苑作崔瑗、注云、一作揚雄）*古文苑では揚雄の作とし、目録の章注に「一作崔瑗」とする。

①【允勅百工】書・堯典「允釐百工、庶績咸熙」②【命作斎棟】斎棟はつつしみおののく様。（参考）書・偽大禹謨「祇載見瞽瞍、夔夔斎棟、瞽亦允若」。③【龍作納言】書・舜典「帝曰、龍、朕旣讒說殄行、震驚朕師、命汝作納言、夙夜出納朕命、惟允」。④【出入王命、王之喉舌】詩・大雅蒸民「出納王命、王之喉舌」。⑤【獻善宣美】國語・楚語「又有左史倚相、能道訓典、以叙百物、以朝夕獻善、敗於寡君」、（参考）漢書王莽伝中「莽策群司曰、……日德元左右、司徒典致文瑞、考園合規、主司人道、五教是輔、帥民承上、宣美風俗、五品乃訓」。⑥【我視云明、我聽云聰】書・洪範「貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿」、（参考）偽太甲「視遠惟明、聽德惟聰」。⑦【載夙載夜、惟允惟恭】同前（書舜典）。⑧【君子在室、出言如風、動于民人】易・繫辭上「君子居其室、出其言、善則千里之外應之、況其邇者乎」、論語顏淵篇「君子之德、風也、小人之德、草也、草、上之風必偃」。⑨【渙其大号、而万国平信】易・渙「九五、渙汗其大号」。⑩【春秋譏漏言】章注：「春秋文六年、

晋殺其大夫陽處父、穀梁伝曰、「君漏言也」。また左伝・襄公十四年「今諸侯之事我寡君不如昔者、蓋言語漏洩、則職女之由」。^⑪ 【易稱不密則失臣】易・繫辭上伝「子曰、亂之所生也、則言語以為階、君不密則失臣、臣不密則失身、幾事不密則害成、是以君子慎密而不出也」。^⑫ 【兌吉其和】易・兌「初九、和兌、吉。象曰、和兌之吉、行未疑也」。^⑬ 【巽吝其頗】易・巽「九三、頻巽、吝。象曰、頻巽之吝、志窮也」。^⑭ 【書称其明】先引、書・洪範「視曰明」など、君主の明察を説いた箇所を指す。^⑮ 【申厥隣】書・益稷「帝曰、吁、臣哉隣哉、隣哉臣哉」（偽孔伝）^⑯ 隣、近也、言君臣道近、相須而成）。なお今文では「臣哉臣哉、隣哉隣哉」を作ったらしく（『今文尚書考証』）、こちらの方が典故としてより近いかも知れない。また三国志・三少帝紀の何晏上疏に「舜戒禹曰、隣哉隣哉、言慎所近也」とあり、ここ箇所も偽孔伝のように君臣一体の要を説きつつ、何晏の説のように近臣への警戒をも説いたものとすれば前後の文脈に沿う。^⑰ 【符璽窃發、而扶蘇隕身】趙高が李斯を抱き込み始皇帝の遺詔を改竄、扶蘇を廃して胡亥を後継に立てた故事（史記・李斯列伝）。^⑱ 【七廟為墟】七廟は天子の廟制（礼記王制）。^⑲ 【威福同門、牀上維辜】章注は「易、巽在牀下、此言牀上、謂命令始制、未宣布之時、於此不謹、実基禍乱」とするが、易の語は甚だへりくだって牀（寝台、座台）下に平伏するさま、これを典故に牀上を詔令未宣の状態と解するには無理がある。寧ろ趙高が専権を握り、天下叛乱を招いた廉で二世皇帝に迫り自殺させた故事（史記・秦始皇本紀）を指して「皇帝が牀上にいながらに罪を着せられた」と言った、と解したい。

【訓読】皇皇たる聖哲、允に百工を勅み、命じて資慄を作さしむに、龍は惟れ納言たり、是れ機、是れ密、王命を出入す。王の喉舌、善を献じ美を宣べ、而して讒説は是に折かる。我が視は云に明るく、我が聴は云に聴し。載ち夙、載ち夜、惟れ允に惟れ恭、故に君子の室に在るや、言を出だすこと風の如く、民人を動かし、渙にて其れ大号せば、万国平信す。春秋は漏言を譏り、易に称すらく不密なれば則ち臣を失い、兌は其の和するを吉とし、巽は其の頻なるを吝とす、と。書にその明を称え、厥の隣を申す。昔、秦は權詐を尚び、官は其の人に非ず、符璽窃かに発かれ、而して扶蘇は身を隕す。一姦、命を愆てば、七廟は墟となる。威福、門を同じうせば、牀上に維れ辜せらる。書臣、命を司る、敢えて侍隅に告ぐ。

【訳】大いなる聖哲が百官たちを戒め、それぞれの職務を謹むよう命じたとき、臣下の龍は納言となり、微妙な大事を秘密裏に扱い、王の命令を出し入れすることを掌りました。かくてその官は王の喉・舌として、善事を王に奏上し、美事を王より下々に広め、讒言悪聞はここに断ち切れました。王の耳はここに明るく、王の耳はここに聞こえよくなりました。朝も夜も、ひたすら誠実恭順な態度で王に仕え、ゆえに有徳の君子が王として、部屋にいながらに言葉を発せば、その言葉はあたかも風が草を靡かせるように民々を動かし、天下離散の危難の時に当たって大いに命令を発すれば、万国は平安になり王に信服したのであります。『春秋』には君主の機密の言を漏らすことが非難され、『易』には君主が慎密でないと臣下を失うとあり、また君臣あい和して喜べば吉となるけ

れども、余りに君主がへりくだれば恥となる、ともされております。

『尚書』には君主の明察を説き、また君側の近臣に心すべきを繰り返し述べています。昔、秦は権謀術数を重んじ、ふさわしからぬ者が官につき、始皇帝の遺詔は密かに開封されて改竄され、ために扶蘇は命を落としました。一人の悪者が君主の命令に背いただけで、天子の七廟は廃墟となってしまいました。一人の臣下に賞罰の大権が集まつたために、二世皇帝は玉座の上で罪を着せられ死に追いやられました。わたくし、君主の命令を司る書臣として、敢えて陛下に申し上げます。

大司農箴

時維（古文苑作惟）大農、爰司金穀^①、自京徂荒^②、粒民是斛^③、肇自厥功（古文苑・初学記作初）、实施惟食、厥僚后稷、有無遷易^④、実均实贏（芸文類聚作「厥庶僚后、实均实贏、有無相易」）^⑤、惟（芸文類聚作性）都作程^⑥、旁施（古文苑・芸文類聚作求）衣食、厥民攸生（初学記作厥人攸主）、上稽二帝^⑦、下閱（芸文類聚作開）三王^⑧、什一而征^⑨、為民（初学記作人）作常、遠（芸文類聚作蓋）近貢篚^⑩、百則（芸文類聚作姓、古文苑作姓、注、一作曰則）不忘^⑪、帝王之盛、实（古文苑作咸）在農植^⑫、季周爛熳（古文苑作漫）^⑬、而東作不勅^⑭、膏腴不穫、庶物並荒、府庫（古文苑作藏）殫（古文苑・芸文類聚作单）虛、靡積倉箱（古文苑作靡積靡倉）^⑮、陵遲衰微、周卒以亡（古文苑作姬卒以痒）、秦收大（古文苑作太）半^⑯、二世不瘳^⑰、泣血之求（古文苑作有。錢校：有字誤、初学記作求、九卷本又作末）^⑱、海内無聊、農臣司均、敢告執繇。（嚴注：芸文類聚四十九、初学記十二、古文苑）*芸文類聚では「時維」「惟食」、「

「靡倉」以下は略される。

①【時維大農、爰司金穀】大農は武帝前半期における財務長官の呼称。治粟内史を前一四三年に大農に改称、更に前一〇四年には大司農に改称。但し後の太官令箴にも上古のことを述べて似た言い回しが見え、ここも前漢でなく上古のことと述べているらしい。②【自京徂荒】荒は京の対、辺境。類似の語法として詩・大雅・桑柔「自西徂東、靡所定處」など。③【粒民是斛】書・益稷「蒸民乃粒、万邦作乂」（偽孔伝・米食曰粒）。但し今文では粒を立に作ったよう（今文尚書考証）。斛は「はかる」。揚雄、太玄・梶「日月相斛」（范望注：斛、量也）。④【厥僚后稷、有無遷易】同前（書・益稷）。⑤【实均实贏】典故不明だが「实（）実（）」の語法は詩経に多。大雅・生民「实方实苞」など。⑥【惟都作程】典故不明。程は、例えば詩・小雅小旻「匪先民是程」（毛傳：程、法）、荀子・致士「程者、物之準也、……程以立数、礼以定倫」。⑦【上稽二帝】国語・晋語四「黄帝以姬水成、炎帝以姜水成、成而異德、故黄帝為姬、炎帝為姜、二帝用師以相濟也、異德之故也」。⑧【下閱三王】孟子・離婁下「周公思兼三王、以施四事」（趙岐注：三王、三代之王也、四事、禹湯文武所行之事也）。⑨【什一而征】孟子・滕文公上「夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其美皆什一也」、荀子王制「王者之法、……田野什一、閑市幾而不征」。⑩【遠近貢篚】書・禹貢「濟・河惟兗州、……厥貢漆・絲、厥篚織文」。⑪【百姓不忘】百則は国語・周語下に「其後伯禹念前之非度、釐改制量、象物天地、比類百則、儀之于民而度之于群生」と見え典故のある言葉だが、文脈の上では「百姓」の方が通りがよ

い。百姓は百官と同。書・堯典「平章百姓」（偽孔伝：百姓、百官）、国語・楚語下「王公之子弟之質能言能聽徹其官者、而物賜之姓、以監其官、是為百姓」。なお鄭氏曰く、古文苑注「一作曰則」の曰字は百の欠筆。

⑫【帝王之盛、實在農植】書・呂刑「禦降播種、農殖嘉穀」。⑬【季周爛熳】周でなく夏季の話として淮南子・覽冥訓「逮至夏桀之時、主閭晦而不明、道瀾漫而不修」。⑭【東作不勅】書・堯典「分命羲仲、宅嵎夷、曰暘谷、寅賓出日、平秩東作」（偽孔伝：寅、敬、…歲起於東而始就耕、謂之東作）。⑮【靡積倉箱】詩・小雅・甫田「曾孫之稼、如茨如梁、曾孫之庾、如坻如京、乃求千斯倉、乃求万斯箱」。古文苑に従い「靡積靡倉」なら、章注に挙げる詩・大雅・公劉「迺積迺倉」。⑯【秦收大半】史記淮南衡山列伝「（伍）被曰、往者秦為無道、……收太半之賦」。

⑰【二世不瘳】詩・鄭風・風雨「既見君子、云胡不瘳」（毛傳：瘳、愈也）。⑱【泣血之求】詩・小雅・雨無止「鼠思泣血、無言不疾」（毛傳：無声曰泣血）、易・屯「上六、乘馬班如、泣血漣如。象曰、泣血漣如、何可長也」。ここでは詩・毛伝のように声なくして泣くの意よりも、易のように涙が止めどなく流れるの意に解すべきであろう。

【訓詁】時れ維れ大農、爰に金穀を司る、京より荒に徂り、民に粒するを是れ斛る。肇め厥の初より、実に施すは惟れ食。厥の僚后稷、有無もて遷易し、実に均しく実に贏つ。惟れ都、程を作し、旁ねく衣食を施す。厥の民の生くる攸、上は二帝に稽み、下は三王を閱し、什に一して征し、民が為に常を作す。遠近貢篚し、百姓忘れず。帝王の盛、実に農植に在り。季周爛熳し、東作勅まず、膏腴穰す、庶物並びに荒れ、府庫殫虚し、

倉箱を積む靡く、陵遲衰微し、周は卒にして亡ぶ。秦は大半を収め、二世瘳えず、泣血の求もて、海内聊んずる無し。農臣、均を司る、敢えて執絲に告ぐ。

【訳】かの大きいなる農官は、ここに貨幣穀物のことを司り、京畿より辺境に至るまで、穀粒を計量して民々に与えるのがその任であります。最初、天下が治められたそのはじめより、民に施したのはまさに食であります。その僚属の后稷は、物を余った所から足りない所へ移し、こうして天下に物は均等に行き渡り、民は満ち足りました。王都にて「民に頒布するための」準則を定め、広く民に衣食を施しました。およそ民の生活する所、上代は黃帝炎帝、近古は夏殷周三代の王に鑑みて、十分の一税を徵収し、それを決まりとし「てそれ以上は徵収しないようにし」ました。かくして遠近は各地の産物を貢納し、官功あつた諸姓族は王室のことを忘れぬようになります。帝王の盛なること、まことにその基は農業にあります。ところが周の末になると道徳は懶惰し、東方にて謹むべき農業にいそしまなくなり、豊かな作物は得られず、諸々の産物は不作となり、国の倉庫は尽き果てて積む蓄えもなくなり、世は衰えて、周王朝はついに滅んだのであります。秦になると収穫の大半を国は収奪し、二世皇帝の代になつてもそれは改められず、涙尽きぬほどの苛斂誅求によって国内の人々は苦しみました。わたくし、均等に物資をめぐらせることを司る農臣として、敢えて陛下に申し上げます。

侍中箴

光光常伯^①、儻儻貂璫^②、（嚴注：文選曹植責躬詩注、劉琨贈盧諶詩注）

①【光光常伯】光光に近い例として、詩・大雅假樂「假樂君子、顙顙令德」（鄭箋・顙、光也、天嘉樂成王有光光之善德）。常伯は、書・立政「周公・用咸戒于王曰、王左右常伯・常任……」。②【儻儻貂璫】儻は黒光りするさま。説文・黒部「儻、青黒繪發白色也」。璫は冠の飾り、貂の尾を飾りとしたのが貂璫。続漢書輿服志下「武冠、……諸武官冠之、侍中・中常侍加黃金璫、附蝉為文、貂尾為飾、謂之趙惠文冠」。

【訓読】光光たる常伯、儻儻たる貂璫、

【訳】かがやかしき常伯の任、黒々と光る冠の貂尾、……

光祿勲箴

経兆宮室^①、画為中外、廊殿門闈、限以禁衛（初學記・古文苑作界）、國有固（古文苑・初學記作周）衛^②、人有藩（古文苑作蕃）籬^③、各有攸保、守以不岐^④、昔在夏殷、桀紂淫湎、符（初學記作持、嚴・陸校作符）牛之飲^⑤、門戶荒亂、郎雖執戟^⑥、謁者參差^⑦、殿中成市、或室內鼓鼙（古文苑作或鼓或鼙）、忘其廊廟^⑧、而聚夫逋逃、四方多罪^⑨、載号載呶（古文苑・初學記作呶）^⑩、内不可不省、外不可不清、德人立朝、義（古文苑作議）士充庭、祿臣司光^⑪、敢告執經。（嚴注・初學記十二、古文苑）
①【経兆宮室】周礼・春官大トに「大ト掌三兆之灋、一曰玉兆、……其兆之体、皆百有二十」（賈疏・経兆者、謂龜之正經）と見えるが、これでは意味通じず。鄭氏曰：「経兆、猶言經始、即計度之始」。
②【周衛】章注：「周官有周廬之衛、謂衛士之廬舍、周匝王宮也」。（参考）周礼・夏官・虎賁氏「王在国、則守王宮」（鄭玄注・為周衛）。③【人有藩籬】藩籬は「かきね」。國語・吳語「孤用親聽命於藩籬之外」（韋昭

注・藩籬、壁落）。④【守以不岐】章注：「岐、猶貳也。岐、一作敗」。

⑤【符牛之飲】牛飲は牛の如く這いつくばって飲むこと。列女伝卷七・夏桀末喜「為酒池可以運舟、一鼓而牛飲者三千人」。同様の話は韓詩外伝、六韜など諸書に見え、夏の桀の話、或いは殷の紂の話とされる。章注は三輔黃圖に「抵牛飲」とあることから、符もしくは持の字を抵に改めるべきとし、鄭氏も同説を支持するが、符でも意味は通じる。⑥【郎雖執戟】史記・淮陰侯列伝「臣事項王、官不過郎中、位不過執戟」、同・東方朔伝「官不過侍郎、位不過執戟」。⑦【謁者參差】謁者は漢では郎と同じく光祿勲の属官。漢書百官公卿表「謁者掌賓讚受事、員七十人、秩比六百石」。但しここの謁者とは、文脈上、具体的な秦漢時代の官名ではなく、来訪する者、といった一般的な意味であろう。⑧【忘其廊廟】國語・越語下「謀之廊廟」、後漢書・申屠剛伝「廊廟之計、既不预定」（李賢注・廊、殿下屋也、廟、太廟也、國事必先謀於廊廟之所也）。

⑨【聚夫逋逃、四方多罪】書・牧誓「今商王：乃惟四方之多罪逋逃、是崇、……是以為大夫卿士」。⑩【載号載呶】詩・小雅・賓之初筵「賓既醉止、載号載呶」。⑪【祿臣司光】光祿勲の語義について、漢書百官公卿表の師古注引く応劭説に「光者、明也、祿者、爵也、勲、功也」とある。勲字の義については異説あり。米田建志「漢代の光祿勲」（『東洋史研究』五十七―、一九九八年）が諸説を紹介検討する。

【訓読】宮室を経兆し、画して中外を為す、廊殿門闈は、限るに禁界を以てし、国に周衛あり、人に藩籬あり、各おの保つ攸あり、守は以て岐れず。昔、夏殷に在りて、桀紂淫湎し、牛に符するの飲もて、門戸荒乱

し、郎は執戟すと雖も、謁者參差し、殿中に市を成す、或いは鼓し或いは鼙し、その廊廟を忘る、而して夫の逋逃・四方の多罪を聚め、載ち号し載ち呶す。内は省ざる可からず、外は清めざる可からず、徳人、朝に立ち、義士、庭に充つ。禄臣、光を司る、敢えて執經に告ぐ。

【訳】はじめ宮室を當んだとき、中と外を分かち、宮殿の廊下や門には戒嚴がしかれて出入りが制限され、かくして国には守宮の護衛が、民には家を守る垣根が、それぞれ保障となつて、守りはその本来の持ち分を離れることがありませんでした。ところが昔、夏殷の時代、桀や紂は淫乱に惑溺し、牛のように這つて酒を飲ませる酒池などを作つて遊蕩に耽つたため、宮中は乱れ、郎官が戟を手に執り警備に当たつてはいても、来訪する者らが入り乱れ、宮殿の中には雑多な人々が集まつて市場のような有様、太鼓を叩き鳴らして歎呼し、朝廷の大事を忘れるようになりました。亡命者や四方の罪人たちが集められて卿大夫となり、酒に酔つては叫んだり騒いだりの乱行が宮中で繰り広げられました。宮廷の内はよく目を光らせて省察せねばなりません。宮廷の外は悪行なきよう清めねばなりません。徳ある人が朝廷に立ち、義ある者が朝廷に満ちるのが正しいあり方でございます。わたくし、爵禄を明らかにすることを司る禄臣として、敢えて陛下に申し上げます。

大鴻臚箴

蕩蕩唐虞^①、經通垓極^②、陶陶^③百王^④、天工人力^⑤、画為上下^⑥、羅條^{（芸文類聚作該羅）}百職、人有材（初學記作才）能、寮有級差、遷能授（初學記作於）官^⑦、各有攸宜、主以不廢、官以不墮、昔在三代、二季不觸^⑧、

穢德慢道、署非其人、人失其材、職反其官、案寮荒耄^⑨、國政如漫、文不可武、武不可文^⑩、大小上下、不可奪倫^⑪、鴻臣司爵^⑫、敢告在隣。（嚴注：芸文類聚四十九、初學記十二、古文苑）*芸文類聚は「陶陶百王、天工人力」、「人有」、「如漫」を略。

①【蕩蕩唐虞】書・洪範「無偏無黨、王道蕩蕩」（偽孔伝・言開闢）、論語泰伯「大哉堯之為君也、巍巍乎唯天為大、唯堯則之、蕩蕩平民無能名焉」。②【經通垓極】垓は「はて」。章注：「垓極、謂四荒之垠際也」。

③【陶陶】詩・君子陽陽「君子陶陶」（毛傳・陶陶、和樂貌）。韓詩では陶陶を「暢達」の意に解したらしく、心が伸びやかであれば喜樂なることから、毛伝の解が出たとされる（陳喬樅『韓詩遺說攷』）。④【百王】荀子・彊國「古者百王之一天下、臣諸侯也、未有過封內千里者」など。

⑤【天工人力】書・皋陶謨「無曠庶官、天工人其代之」。⑥【遷能授官、各有攸宜】荀子・儒効「若夫謫德而定次、量能而授官、使賢不肖皆得其位、能不能皆得其官、万物得其宜、事變得其心」。⑦【昔在三代、二季不觸】章注：「夏商之季、謂桀紂。不觸、言昏濁也」。⑧【案寮】鄭氏曰：「爾雅釋詁、案・寮、官也」。⑨【文不可武、武不可文】近い例に呂氏春秋・恃君覽・召類「文者愛之徵也、武者惡之表也、愛惡循義、文武有常、聖人之元也」。⑩【不可奪倫】書・舜典「八音克諧、無相奪倫、神人以和」（偽孔伝・倫、理也、八音能諧、理不錯奪、則神人咸和）。⑪【鴻臣司爵】大鴻臚の職掌は、漢書百官公卿表に「典客（大鴻臚の前身）、秦官、掌諸歸義蛮夷」とあるが、統漢書百官志では「掌諸侯及四方歸義蛮夷」とある。元來、列侯のことを掌つた主爵中尉が武帝太初元年に右扶

風と改められ三輔の一つとなつた際、列侯は更めて大鴻臚に属するようになり、以後、大鴻臚の職掌に列侯の管理が加わることになった。また、帰義蛮夷の首長には王侯の爵位が授けられたであろう。これら列侯や蛮夷首長など王侯爵の臣を掌ることを「司爵」と呼んだのである。なお

熊谷滋三「前漢の典客・大行令・大鴻臚」(『東洋史研究』五十九一二、二〇〇一年)が前漢の大鴻臚の職掌とその変遷を論ずる。

【訓読】蕩蕩たる唐虞、垓極に経通す、陶陶たる百王、天工を人、力め、画して上下を為し、百職を羅條す、人に材能あり、寮に級差あり、能を遷して官を授け、各おの宜しき攸あり、主は以て廢せず、官は以て墮せず。昔、三代に在りて、二季鍔あきらかならず、徳を穢し道を慢り、署するは其の人に非ず、人は其の材を失し、職は其の官に反す、察察荒耄し、国政如すなわち漫みだる。文は武とす可からず、武は文とす可からず、大小上下、奪倫す可からず、鴻臣、爵を司る、敢えて在隣に告ぐ。

【訳】広大なる堯舜の世、王化は遙か地の果てまで遍く通じ、その後、悠々たる歴代の王たちは、天の働きに代わって人を官につけ、上下の差等を分かち諸々の官職を布置いたしました。人には各々の才能があり、官にはそれぞれ等級があります。そこで才能ある者を昇進させて官を授け、人も官もそれぞれが適宜な所を得、その結果、君主は徳を敗ることなく、官は腐敗することがなかつたのです。ところが三代も末、桀紂の昏迷惑の世になると、徳を汚し先王の道をないがしろにし、ふざわしからぬ者が官につき、その結果、人はその才能を発揮できず、官職はその本来の任に背き、官僚らは荒廃して、国の政治はここに乱れたのです。文

官にふさわしい者を武官につけてはなりません。武官にふさわしい者を文官につけてはなりません。才の大小、官の上下に理を失してはなりません。わたくし、爵を司る鴻臣として、敢えて陛下に申し上げます。

宗正箴

巍巍帝堯①、欽親九族②、經哲宗伯③、礼有攸訓、屬有攸籍、各有育（初學記作胄、嚴・陸校作育）子④、代（古文苑作世）以不錯、昔在夏時、少（古文苑作太）康不恭、有仍一女、五子家降、晋獻悖統⑤、宋宣乱序⑥、齊桓不胤、而忘其宗緒⑦、周譏戎（古文苑作戒）錢校・戒当作戎、九卷本尚不誤）女⑧、魯喜子同⑨、高作秦崇⑩、而扶蘇被凶、宗廟荒墟、魂靈靡附、伯臣司宗、敢告執主。（嚴注：初學記十二、古文苑）

①【巍巍帝堯】先引（大鴻臚箴）、論語・泰伯。②【欽親九族】書・堯典「克明俊德、以親九族」。九族の内容については膨大な議論があり、ここでは触れない。③【經哲宗伯】書・酒誥「在昔殷先哲王、迪畏天顯

小民、經德秉哲」、周礼・春官大宗伯「大宗伯之職、掌建邦之天神・人鬼・地祇之礼、以佐王建保邦國」。④【各有育（胄）子】章注：「育与胄同義、書注、胄、長也。說文引「教胄子」作「教育子」。胄子正、則世系不紊亂、言國家之本所繫」。書注とは書・舜典「帝曰、夔、命汝典樂、教胄子」の偽孔伝「胄、長也、謂元子以下至卿大夫子弟、以歌詩蹈之舞之、教長国子中和祇庸孝友」。但し『今文尚書考証』が支持する陳喬樅説によれば、これは許慎・馬融らの説に従つたもので、鄭玄・王肅説では胄子を国子の意とする。更に前者は胄字を育字にする歐陽尚書の説に基づき、後者は同じ今文派でも胄字を作る大小夏侯尚書の説によるとい

う。揚雄は育字に従うなら前者の、胄字に従うなら後者の説を踏まえたことになる。ここでは文脈上、後者が妥当であろう。^⑤【昔在夏時、太康不恭、有仍二女、五子家降】史記・夏本紀「帝太康失国、昆弟五人、須于洛汭、作五子之歌」。章注は「詳見書五子之歌」とするが、現行の五子之歌は偽古文。また章注に楚辞・離騷を挙げる。「家降、謂太康失邦、五子皆降而為家。楚辭、夏康媿以自縊、不顧難以図後兮、五子用失乎家巷」。鄭氏は離騷の「失乎」を「夫」に改める間一多の説を支持した上で、宗正箴の「家降」も「家闢（弔巷）」を作るべきだとし、その方が恭字の韻にも合うという（つまり「闢に家す」と訓ずる）。しかし楚辭・雲中君で降を窮と叶韻し、宋玉の高唐賦（文選卷十九）で窮を容と叶韻、更に書・洪範で容を恭と叶韻している（『説文通訓定声』に拠る）ことから、恭と降は古韻では通じたと考えられる。古文苑・初学記いざれものが降に作る以上、文字を改める積極的な根拠には乏しい。「有仍」は夏代の氏族名、左伝昭公二十八年・哀公元年や史記・呉太伯世家に見え、少康の母族とされるが、「二女」の意は不明。苦しい解釈だが、易・革「二女同居、其志不相得、曰革」に従い二女を不和と革命の兆しとし、有仍を氏族名でなく「仍るあり」と読んでおく。^⑥【晋献悖統】晋・獻公が夫人驪姬の讒言に従い、嫡男を廢して庶子の奚齊を立て、國を乱した故事。史記・晋世家、左伝・莊公二十八年など。^⑦【宋宣乱序】宋・宣公が太子夷与を廢して弟の和を後継に立て、その結果国を乱した故事。史記・宋微子世家、左伝・隱公三年など。^⑧【齊桓不胤、而忘其宗緒】齊・桓公が正式の世継ぎを立てぬまま没し、その結果諸公子が後継を争つ

て国を乱した故事。史記・齊太公世家、左伝・僖公十七年。^⑨【周譏戎女】章注によれば、周・襄王が翟（左伝では狄）より后を納れ、その後彼女を廢したために翟の侵攻を招き、国を追われた故事。史記・周本紀、左伝・僖公二十四年。^⑩【魯喜子同】章注：「魯桓公六年、子同生、公羊子曰、喜有正也」。公羊傳・何休注「喜国有正嗣」。^⑪【高作秦祟、而扶蘇被凶】宦官趙高の陰謀で胡亥が立てられ、長男の公子扶蘇が自殺に追い込まれた故事。尚書箴の注参照。

【訓読】巍巍たる帝堯、欽んで九族に親しみ、哲を経とせる宗伯、礼に訓うる攸あり、属に籍する攸あり、各おの胄子あり、世^{たか}よ以て錯わず。昔、夏の時に在り、太康恭ならず、二女に仍るありて、五子家降す、晋献、統に悖き、宋宣、序を乱す、齊桓、胤せずして其の宗緒を忘る、周は戎女を譏られ、魯は子同を喜ぶ、高は秦が崇をなし、扶蘇は凶を被り、宗廟荒墟し、魂靈附く靡し。伯臣、宗を司る、敢えて執主に告ぐ。

【訳】高大なる帝堯は、一族の者たちに恭しく親しみ、聰明な見識を常に失しない宗伯の官が、礼の規範を示し、宗室一族の統柄を簿籍に記して管理し、かくして歴代の帝王たちはそれぞれ正嫡の世継ぎを立て、代々系統を乱すことがなかったのです。ところが夏の時代、太康は恭謙さを失し、国内の不和をきたして后羿による篡奪の兆しを招き、五人の昆弟たちの家は零落しました。晋の獻公は正統に背いて庶子を立てたために國を乱し、宋の宣公は弟を後継に立てて公位継承の順序を乱し、齊の桓公は世継ぎを決めず、宗室の系統をゆるがせにしたため、死後に國を乱しました。周は夷狄より后を納れたことで譏りを受け、魯では正しい世

継ぎが生まれたことを喜び、普通は春秋經に「世子生まる」としか書かない所を、特に「子同生まる」と書いたのです。趙高は秦に災いをもたらし、ために長男の扶蘇は自害させられ、皇室の宗廟は荒れ果て、先王の祖靈は拠り所を失ったのであります。わたくし、宗室のことを司る伯臣として、敢えて陛下に申し上げます。

衛尉箴

茫茫上天^①、崇高其居、設置山険、画（芸文類聚、文選西都賦注作尽）為防禦^②、重垠累（芸文類聚作根里）垓、以難不律（芸文類聚作深）、闕為城衛、以待暴卒^③、國以有（古文苑作有以、錢校：有以二字當乙転、九卷本尚不誤）固、民（初學記作人）以（芸文類聚作人民）有内^④、各保其守、永修（初學記作攸）不敗、維昔庶僚、官得其人、荷戈而歌^⑤、中外以堅^⑥、齊桓忧惕、宿衛不勑（古文苑作飭）、門非其人、戶廢其職^⑦、曹子標（古文苑作標）劍、遂成其詐^⑧、軻挟匕首、而衛人不寤^⑨、二世妾宿、敗于望夷^⑩、閭樂矯詔（古文苑作矯搜）、戟者不推（影印組注「推当作誰」、古文苑作誰）^⑪、尉臣司衛、敢告執維。（嚴注：芸文類聚四十九、初學記十二）*芸文類聚は「維昔」以下を略。

①【茫茫上天】茫茫は司空箴に既出（左伝襄四・虞箴）。②【設置山険、画為防禦】章注：「易（坎）、天險不可升也、地險山川丘陵也、王公設險以守其國」。③【重垠累垓、以難不律、闕為城衛、以待暴卒】章注：「易（繫辭下伝）、重門擊柝、以待暴客」。垠も垓も「さかい」。闕は門闕。鄭氏曰：「暴卒、即暴客、指盜賊」。④【民以有内】内は「へや」。⑤【荷戈而歌】章注：「歌字、疑是趨字。旅賈氏掌執戈盾、夾王車而趨。或曰、

歌謂衛士優閑而和樂」。類似の表現として司馬相如・論巴蜀檄（史記本伝）に、辺郡の士の忠勤ぶりを述べて「荷兵而走」とあり、歌より趨の方がふさわしいかもしないが、歌字でも意味は通じるので、テキストに従う。⑥【中外以堅】章注：「中謂王在宮則有居衛、外謂王出則有行衛、皆堅密而整備」。中外を、王の在宮時・外出時と解するのは、やや穿ち過ぎか。単に、都近辺および遠い地方と解して（例：司馬相如・蜀の父老を難するの辞（史記本伝）「遐邇一体、中外提福、不亦康乎」）十分意味は通じる。⑦【齊桓忧惕：戸廢其職】章注：「齊桓忧惕於功利、作內政之法、而成周宿衛之制尽廢」。忧惕（恐れ安んぜず）の指すところ判然としないが、或いは、桓公が管仲の忠言に従い佞臣易牙・豎刀を遠ざけた後、心休まらず再び彼らを徵召、遂に乱を起こした彼らにより宮中に閉ざされ餓死した故事（呂氏春秋・知接篇）を指すか。⑧【曹子標劍、遂成其詐】斉魯の会盟の壇上で、魯使の曹沫が桓公を匕首もて脅かし、失地を魯に返させた故事（公羊伝莊十三、史記斉太公世家ほか）。⑨【軻挟匕首、而衛人不寤】荊軻が秦王暗殺を企て、匕首を隠して殿上に上った故事（史記刺客列伝）。⑩【二世妾宿、敗于望夷】二世皇帝が趙高の陰謀で望夷宮に居を移し、ついで自殺させられた故事（史記秦始皇本紀・李斯列伝）。妾宿、他に用例を見ないが、「みだりにやどる」（妄りに望夷宮に出席した）もしくは「宿（＝宿衛）なし」二つの読みが考え得る。後者の方が衛禁の要を説く文意には合するが、二世の最期、その周りには衛兵がいたようで、史実には反する。前者の読みを取ることにする。⑪【閭樂矯詔、戟者不誰】閭樂らが賊追捕の命を詐称、兵を

率いて望夷宮の門に入り、彼らを制止しなかつた（曰く、衛禁周密ゆえ賊の入る筈なし）衛令・僕射を捕縛した故事（史記秦始皇本紀）。

【訓読】茫茫たる上天、崇高たる其の居、山陰を設置し、画して防禦と為す、垠を重ね垓を累ね、以て不律を難じ、闕もて城衛と為し、以て暴卒に待す、國に以て固有り、民に以て内有り、各おの其の守を保ち、永らく修まりて敗れず、維れ昔の庶僚、官に其の人を得、戈を荷いて歌い、中外以て堅し。齊桓忧惕とし、宿衛勅まず、門は其の人に非ず、戸は其の職を廃す、曹子劍を標し、遂に其の詐を成す、軻は匕首を挟み、而して衛人寤らず、二世妄宿し、望夷に敗る、閭樂詔を矯め、戟者誰せず。尉臣、衛を司る、敢えて執維に告ぐ。

【訳】広茫たる天の如く、高らかな王の居所。山の險しきを築き、外との境として防御をなし、幾重にも境界を設けて不法者を容易に入れず、門闕を設けて乱兵に備え、かくして国には警護があり、民々には居室があり、それぞれが自らの守りを保ち、それを永らく維持し来たりて、廢れることがありませんでした。まこと、昔の臣僚たちは、しかるべき官にしかるべき人材を得、ゆえに衛士らは警護に当たりつつ憂い無きさまを歌い、都から地方に至るまで堅固な守りが敷かれたのであります。しかし斉桓公は心休まらずに佞臣を近づけた結果、宿衛はゆるがせになり、門衛にはふさわしからぬ者が当たり、戸口の守りはその職を放棄してしまいました。曹沫は盟約の壇上で剣を掲げて桓公を脅迫し、その計略を成し遂げました。荊軻は匕首を隠し持ち秦王に接見しましたが、衛兵は事前にそれを察知できませんでした。二世皇帝はみだりに望夷宮に出居

して自殺させられ、閭樂は詔勅を偽って兵を率い宮門に入りましたが、戟を手にした門番は誰何しませんでした。わたくし、衛禁を司る尉臣として、敢えて陛下に申し上げます。